

第2次 男女共同参画プランおおの

—ともに認め合い、支え合う社会をめざして—



大野町

男女共同参画社会をめざして



少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加や格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、家庭・職場・地域とあらゆる場で、すべての人々が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠であります。

このような中、国においては、憲法に定められている男女平等の理念に基づき、その実現に向け「第3次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、新たな取り組みが進められています。

しかし、性による固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣行等が根強く存在し、男性や女性の活動の選択肢を狭めて職種や社会的役割等に性別によるかたよりを生じさせたり、家庭内で暴力等の人権侵害を引き起こしたりする状況がいまだにみられます。この「第2次 男女共同参画プランおおの」は、町民意識調査の結果をふまえ、男女共同参画社会に向けた施策を総合的・計画的に進めていくために策定したものです。

町では、平成15年3月に「男女共同参画プランおおの」を策定し、「女と男が認め合い、支えあう社会をめざして」の基本目標のもと目標・課題に応じた具体的取り組みを実行してきました。

今回の「第2次 男女共同参画プランおおの」は、基本的理念はそのままに、前プランの進捗状況を見直し、社会情勢の変化に即し、新たな課題を追加したプランとなっています。

このプランは、行政だけでなく町民の皆様や各事業者の方々のご理解と主体的な取り組みがあってこそ実現できるものと考えています。

これからも、このプランを着実に推進するため、皆様と協働してこのプランの推進に取り組んで参りたいと存じます。町民皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、プラン策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「大野町男女共同参画推進懇話会委員」の皆様をはじめ、ご意見やご協力を賜りました多くの町民の皆様に衷心より感謝申し上げます。

平成25年3月

大野町長 宇佐美 晃三

目次

第1章 プラン策定にあたって

- I プラン策定の趣旨 5
- II 大野町の取り組み 6
- III 前プランの進捗状況による主な成果 7
- IV 大野町における新たな課題 8
- V プラン策定の背景 9
 - 1 世界の動き 9
 - 2 国の動き 11
 - 3 岐阜県の動き 13

第2章 プランの概要

- I プランの性格と期間 15
- II プランの基本的な考え方 16
 - 1 プランの基本目標 16
 - 2 プランの重点目標 16
 - 3 プランの体系 17

第3章 プランの内容

- I 男女がともに参画できる社会への意識づくり 19
 - 1 男女共同参画の意識の普及・啓発 20
 - 2 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実 23
 - 3 人権を尊重する意識の確立 25
- II 男女がともに働くための環境づくり 29
 - 1 雇用の分野における男女平等の推進 30
 - 2 農林業・商工業における男女共同参画の推進 33
 - 3 地域・職場・家庭において多様な働き方を可能にする条件の整備 35
- III 男女がともに健康で自立した生活のできる社会づくり 39
 - 1 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援 40
 - 2 自立を支える社会的支援の充実 42
- IV 男女がともに担う地域社会づくり 46
 - 1 政策・方針決定過程への女性の参画推進 47
 - 2 地域活動における男女共同参画の推進 49
 - 3 国際化社会への環境整備 53
- V プランの推進体制の充実 55
 - 1 推進体制の整備と充実 55

〈付 属 資 料〉

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 大野町男女共同参画推進体制
 - ・ 大野町男女共同参画推進懇話会設置要綱
 - ・ 大野町男女共同参画推進懇話会委員名簿
 - ・ 大野町男女共同参画プラン推進委員会設置要領
 - ・ 大野町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

第1章

プラン策定にあたって

Ⅰ プラン策定の趣旨

近年、社会・経済環境はめまぐるしく変化しています。その中で、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会の変化に対応し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会（注1）の実現が、重要な課題となっています。

こうした中、1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」（注2）においても、男女共同参画社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。

大野町においても、男女共同参画社会を実現していくためには、「男は仕事」「女は家庭」という概念に代表される固定的な性別役割分担意識の解消や、男女が共に働ける環境づくり、教育の課題、人権の課題、育児や介護の課題、意志決定への女性の参画促進等様々な課題を克服していかなければなりません。そのためには、人と人との支えあいや協力といった絆づくりが必要です。それは、従来のような性による役割分担ではなく、場面や分野に応じた適切な協力関係が必要となります。

そこで当町では、男女共同参画社会基本法をもとに、町の現状や問題点を整理検討し、男女共同参画社会実現のために、総合的、計画的に取り組むための指針となる「第2次男女共同参画プランおおの」を策定するものです。

用語の解説

（注1）男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に、計画づくりの段階から携わる機会が確保され、共に責任を担うべき社会をいいます。

（注2）男女共同参画社会基本法

平成11年6月に公布・施行された法律で、

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

という5つの男女共同参画社会の形成に関する基本理念にのっとり、国や地方公共団体は、施策を策定し実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることを、それぞれの責務と規定しています。

II 大野町の取り組み

大野町では、2000年（平成12年）4月に総務広報課に女性政策係を設置しました。その係を中心にして、男女共同参画社会づくりに向けての総合的・計画的な施策推進の指針となる「大野町男女共同参画プラン」の基礎資料を得るために、同年12月に「男女共同参画社会推進に関する意識調査」を実施し、町民の意識や実態の把握を行いました。

そしてさらに、2002年（平成14年）には、町民の幅広い意見をプランに反映させるため、公募による町民委員、学識経験者、各種団体代表者で組織する「大野町男女共同参画推進懇話会」を、また、全庁的な推進体制の確立を図るために職員で組織する「大野町男女共同参画プラン推進委員会」と「同研究部会」を発足しました。

そこで当町の現状や問題点を整理検討し、男女共同参画社会実現のために、総合的、計画的に推進するための指針となる「男女共同参画プランおおの」を2003年（平成15年）3月に策定し2008年（平成20年）には改訂版を策定致しました。

当町ではこのプランに沿って施策を推進してまいりましたが、前プランが2012年度（平成24年度）に最終年度を迎えるにあたり、2012年（平成24年）に「大野町男女共同参画社会推進に関する意識調査」を実施し、その結果と前プランの推進状況をふまえ、「大野町男女共同参画プラン推進委員会」と「同研究部会」が新たな課題・対策案を付加して「第2次 男女共同参画プランおおの（案）」をまとめました。そして、当町では、この報告をうけ「大野町男女共同参画推進懇話会」の検討を経て、平成25年3月「第2次 男女共同参画プランおおの」を策定しました。

Ⅲ 前プランの進捗状況による主な成果

大野町では平成15年3月にプラン策定後、担当課へ施策の実施状況を報告する進捗状況調査を行い、進捗状況調査報告書を作成、その結果を大野町男女共同参画推進懇話会で検討し、更に施策が実施事業に反映できるように取り組んできました。

重点目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり

- ・ 保育園での男女混合名簿の実施
- ・ 男女共同参画講演会や各種クラブサークルを多種多様に継続
- ・ 子どもの教育に関する情報提供や、相談体制の充実
- ・ DV・児童虐待の未然防止、他機関との相談体制の連携強化

重点目標Ⅱ 男女がともに働くための環境づくり

- ・ 各保育園、子育て支援センターによる子育て支援の充実
(放課後クラブ対象者1年生から6年生まで拡大・特定保育事業・子育て相談・支援ネットワーク・サロン・メールマガジン・次世代育成支援行動計画策定(平成17～26年度)・児童相談窓口設置・要保護児童支援協議会設置)
- ・ 中学3年生まで医療費を助成し、子育て家庭の負担軽減を実施
- ・ 妊婦の一般健康診査費用の助成回数増

重点目標Ⅲ 男女がともに健康で自立した生活のできる社会づくり

- ・ 健康づくり、生きがいづくり等自立した生活を推進する場の提供
- ・ がん検診は、クーポンの発行で受診率の向上
- ・ 高齢者や障がい者への介護支援サービスの充実
- ・ ひとり親家庭への医療費を助成

重点目標Ⅳ 男女がともに担う地域社会づくり

- ・ 女性委員の登用の目標率を定めての推進
- ・ 審議会委員に公募制委員を含めて委嘱することを推進

重点目標Ⅴ プランの推進体制の充実

- ・ 進捗状況の把握・点検を実施

Ⅳ 大野町における新たな課題

平成 24 年 12 月に実施した町民への意識調査結果及び各課報告から第 2 次プランに取り組むべき課題を以下に示しました。

- ①企業・団体・事業主に向けての啓発・働きかけ
 - ・募集・採用・配置等あらゆる機会の中での男女雇用機会均等法の推進を啓発
 - ・パートタイム労働者や派遣労働者の待遇改善推進を啓発
 - ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた啓発
- ②セクシャル・ハラスメントについての意識啓発の強化
 - ・企業、団体、事業主、町民向け講座や町職員研修等の啓発活動
 - ・相談体制の充実
- ③DV・幼児虐待等あらゆる暴力の根絶
 - ・広報誌等を利用した啓発活動の充実
 - ・相談体制の充実と自立支援
 - ・庁舎内外対応窓口と連携体制の充実
- ④子育て・介護支援の充実
 - ・多様な働き方を可能にし、さらに家庭や地域活動に参加できるような支援対策
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進
 - ・男女共同参画の視点に立ったまちづくり・防災・環境問題への取り組み
 - ・地区イベントにおける啓発の推進

V プラン策定の背景

1 世界の動き

今日のような男女共同参画への取り組みは、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機に高まりを見せはじめました。同年メキシコシティで「国際婦人年第1回世界会議」が開催され、「平等（男女平等の促進）・開発（経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保）・平和（国際友好と協力への女性の貢献）」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」が採択されました。

そして更に、その後の10年を「国連婦人の10年」と定め、女子問題解決へ向けて各国の活発な活動が展開されるようになりました。

また「国連婦人の10年」の中間年である1980年（昭和55年）、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間年第2回世界会議」においては「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、1979年（昭和54年）の国連総会において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。

その後、最終年である1985年（昭和60年）には「国連婦人の10年最終年第3回世界会議」がケニアのナイロビで開催され、10年間の評価と課題の検討がなされるとともに「平等・開発・平和」の目標を引き継いだ、2000年（平成12年）に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1995年（平成7年）には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価を行うとともに、女性のエンパワーメント（注1）、女性の人権尊重、パートナーシップ（注2）の強化を目指した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）、ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議」が開催されました。この会議では、「北京行動綱領」の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、「行動綱領」の実施状況の分析を行うとともに、さらなる実施に向けて各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブ（注3）を提言した「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されています。

2005年（平成17年）には、「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2007年（平成19年）には、ニューデリーにおいて「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2010年（平成22年）には、「第54回国連婦人の地位委員会」（通称：北京+15）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。また、同年、既存のジェンダー（注4）関連4機関、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）を統合して、新たな機関UN Womenを設置する決議が、国連総会で可決されました。

用語の解説

(注1) 女性のエンパワーメント

女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になることをいいます。

(注2) パートナーシップ

男性と女性が対等な関係にたち、ともに責任の主体となり、協調・協力し、その個性や能力を発揮し合うことをいいます。

(注3) イニシアティブ

率先して行動し、直接参加という形式のもと、物事のある方向へ導くことをいいます。

(注4) ジェンダー

生物学的に異なる性差をセックスというのに対し、「女らしさ」「男らしさ」など社会的・文化的につくられた性差をいいます。

2 国の動き

国内における男女共同参画社会へ向けての取り組みは、「国際婦人年」に採択された「世界行動計画」を受けて、積極的に展開されるようになりました。

まず、1975年（昭和50年）に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には以後10年間の課題と施策の方向を示す「国内行動計画」が策定されました。

続いて、1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、1979年（昭和54年）に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987年（昭和62年）には、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、更に1991年（平成3年）にはこの計画が見直され、あらゆる分野に男女が共同して参画（注1）することが必要であることから、「男女共同参画社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

また、1994年（平成6年）、政府は「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」へと改め、総理府に「男女共同参画室」を、さらに内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。1996年（平成8年）には「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。

そして、1999年（平成11年）6月男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。その後、2000年（平成12年）12月にはこの法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、更に2001年（平成13年）1月からは、中央省庁等改革に伴い、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるなど、男女共同参画社会の推進体制が一層強化されました。

2005年（平成17年）12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され10の重点項目を掲げられています。

2001年（平成13年）には配偶者や恋人からの暴力を防止及び被害者の保護救済を目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が制定され、2004年（平成16年）には、暴力の定義の拡大や保護命令の制度を拡大、2007年（平成19年）にさらに保護命令制度を拡充し、より実質的に被害者を守るための一部改正を行っています。

2007年（平成19年）には、「DV防止法」の改正や、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という）に基づく「男女雇用機会均等対策基本方針」、男女共同参画を推進するための「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注2）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等が策定されました。

2008年（平成20年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定され、DV防止法の第二次改正の内容等が盛り込まれました。

2010年（平成22年）には、第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男性や子ども、高齢者といった新たな重点分野の新設、成果目標の設定、女性の指導的地位

に占める割合の目標値の設定、女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消の強調等、新たな取り組みが進められています。

用語の解説

(注1) 参画

単純に参加するのではなく、意志決定の段階から参加する、あるいは参加し行動することをいいます。

(注2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

3 岐阜県の動き

岐阜県の女性行政は、1977年（昭和52年）民生部児童家庭課「婦人問題担当」窓口の設置に始まりました。

そして、1979年（昭和54年）に「婦人問題懇話会」が設置され、1981年（昭和56年）には、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が行われました。更に、1984年（昭和59年）には「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」が行われ、この2つの提言の審議を経て、1986年（昭和61年）に「岐阜県婦人行動計画」が策定されました。この計画は10ヶ年計画で、女性がより心豊かに充実した生涯を送ることができる生きがいある社会づくりを目指したものでした。

その後、1989年（平成元年）に「女性の世紀21委員会」が設置され、1991年（平成3年）と1993年（平成5年）には「男女共に人間として豊かな生活を創造し、個性を持った自己実現が認められる社会を目指すための提言」が行われました。そして、1994年（平成6年）には、この提言と「岐阜県婦人行動計画」の改定を基に「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画一」が策定されました。

1996年（平成8年）には、女性政策が県政の特定課題に位置づけられたことから、「女性政策課」に拡充され、1998年（平成10年）には、同委員会から男女共同参画社会の実現を目的とした新しい行動計画に盛り込むべき方策が示されました。この方策には「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の3つの課題を中心とする提言が盛り込まれ、1999年（平成11年）に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。

また、同年4月から、岐阜県の組織再編により「女性政策課」に替わって、地域県民部に「男女共同参画課」が設置され、新たな行動計画により施策が展開されていく中、21世紀を迎えた2002年（平成14年）4月からは、県の組織再編により「男女共同参画室」に名称変更されました。

更に、男女共同参画社会を推進するための条例が必要との声が高まり、県民参加のもと2003年（平成15年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、同年11月に施行されました。

2004年（平成16年）には、条例の基本的な考え方を基礎とする「岐阜県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画社会実現に向けた新たな施策が展開されることとなりました。

2006年（平成18年）には、県の組織再編により環境生活部に「男女参画青少年課」として推進体制がとられ、同年「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

2009年（平成21年）には、「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」が策定され、「全国男女共同参画フォーラム」が岐阜県で開催されました。

第2章 プランの概要

Ⅰ プランの性格と期間

性格

- (1) このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項（注）に基づき策定された「（前）男女共同参画プランおおの」の成果と課題を引継ぎつつ、新しい課題に対応するよう策定したものです。
- (2) このプランは、町の特性をふまえ、町の最上位計画である「大野町第五次総合計画 後期計画」や他の法律に基づく関連諸計画との整合性を図りながら、策定しています。
- (3) このプランは、学識経験者や町民等で組織された「大野町男女共同参画推進懇話会」の意見や、「大野町男女共同参画推進に関する意識調査」2012年（平成24年実施）の結果等を反映して、策定しています。

期間

このプランの期間は、2003年度（平成15年度）策定の10ヶ年計画が、2012年度（平成24年度）をもって終期を迎えることから、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）の10年間とします。なお、計画の実効性を確保するため進捗状況の把握に努め、社会情勢の変動等必要に応じて見直しを行います。

実施時期については、次の3区分に分類します。

- ・ A…現在実施している事業の継続及び拡充
- ・ B…平成25年度以降に実施をめざす事業
- ・ C…新規に追加し、最終年度までに実施をめざす事業

用語の解説

（注）男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない

II プランの基本的な考え方

1 プランの基本目標

『女と男が認め合い、支え合う社会をめざして』

大野町において、男女共同参画社会を実現するために大切にしたい基本的な視点は、次のとおりです。

- ① 男性と女性、子どもと高齢者、また障がいを持つ人や外国人など、様々な人の人権を尊重すること。
- ② ジェンダーに敏感な視点を幼児期からの教育において養うとともに、固定的性別役割分担意識（注）を解消し、男女を問わず、多様な生き方ができ、一人ひとりの個性や能力による自分らしい自立した生活が送れる社会環境をつくること。
- ③ 職場、家庭、地域におけるコミュニケーション不足が見られる中、男女をはじめ、高齢者と若者、町民と行政など、様々な立場でのパートナーシップを確立できる社会をつくること。

以上のような視点から、プランの基本目標を「女と男が認め合い、支え合う社会をめざして」と掲げ、地域社会の構成は個人の集合体であることを自覚し、そして、男女がともに社会や家庭の責任などを分かち合い、支え合える男女共同参画社会の実現を目指します。

用語の解説

（注）固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいいます。また、「男らしさ、女らしさ」も、この固定的役割分担意識に基づく、男女それぞれの役割への期待が反映されているものといわれています。

2 プランの重点目標

「大野町男女共同参画プラン」では、プランの目標を達成するために、次の5つの重点目標を掲げます。

- 1 男女がともに参画できる社会への意識づくり
- 2 男女がともに働くための環境づくり
- 3 男女がともに健康で自立した生活のできる社会づくり
- 4 男女がともに担う地域社会づくり
- 5 プランの推進体制の充実

3 プランの体系

基本目標	【重点目標】	【主要課題】	【施策の方向】	
女と男が認め合い、支え合う社会をめざして	Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり	1 男女共同参画の意識の普及・啓発	(1)男女共同参画意識を高める啓発活動	
			(2)男女共同参画に関する調査・研究	
		2 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実	(1)男女平等の視点に立った保育・学校教育の推進	
			(2)地域・家庭における多様な生涯学習機会の充実	
		3 人権を尊重する意識の確立	(1)配偶者や子どもに対するあらゆる暴力への対策	
			(2)男女平等の視点に立った人権教育の推進	
		Ⅱ 男女がともに働くための環境づくり	1 雇用の分野における男女平等の推進	(1)男女の均等な雇用機会の確保と推進
				(2)職業能力の開発と職域拡大
			2 農林業・商工業における男女共同参画の推進	(1)家族就労者の労働環境の整備
	(2)女性起業家への支援			
	3 地域・職場・家庭において多様な働き方を可能にする条件の整備		(1)仕事と家庭・地域活動が両立できる労働環境整備	
			(2)子育て支援の整備	
	Ⅲ 男女がともに健康で自立した生活のできる社会づくり	1 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援	(1)生涯を通じた健康づくりの推進	
			(2)生きがいづくりのための学習機会の充実	
			(3)母性保護と母子保健施策の充実	
	2 自立を支える社会的支援の充実	(1)高齢者や障害者などの自立支援体制の充実		
		(2)相談体制の充実		
	Ⅳ 男女がともに担う地域社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1)審議会、委員会等への女性登用促進	
			(2)女性の人材発掘と情報の提供	
		2 地域活動における男女共同参画の推進	(1)地域活動等への参加促進	
(2)各種団体の活性化推進				
(3)安全で暮らしやすい生活環境づくり				
3 国際化社会への環境整備		(1)国際理解のための教育の推進		
	(2)在住外国人との交流と共生			
Ⅴ プランの推進体制の充実	1 推進体制の整備と充実	(1)男女共同参画推進のための条件整備		
		(2)庁内の推進体制の確立		
		(3)プランの推進状況の把握・点検		

第3章

プランの内容

Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女がともに参画できる社会の実現を目指すためには、まず男女がお互いの人権を認め合い、あらゆる分野で対等な立場に立ち、そして意思決定に直接参加できる機会をもつことが必要です。

そのためには、第1に人々の意識の問題があります。「男は男らしく、女は女らしく」という考え方は、その人の個性や能力の幅を狭め、「その人らしい」生き方を選択することを妨げています。また、「男は仕事、女は家庭」という役割分担から、さらに変化した「男は仕事、女は仕事も家庭も」という新たな性別役割分担意識は、女性の身体的・精神的負担を増大させています。そんな意識を解消する啓発活動や教育が必要です。

第2にあらゆる分野で男女が共同参画するためには、その分野に適した豊富な人材の育成が必要であり、そのためにも学校教育や家庭教育、生涯学習においてジェンダーに敏感な視点を取り入れ、教育環境や学習機会の充実を図る必要があります。

第3に「男女共同参画社会基本法」でも明記されているように、「男女の人権尊重」についての正しい理解を促進するとともに、町民の人権意識を高める各種啓発活動を充実させる必要があります。

また近年、女性に対する暴力や児童虐待が大きな社会問題となっていますが、女性や児童等への暴力や虐待は、相手の人権を無視した行為であることを周知し、理解を求めていく必要があります。同時に、暴力の被害者に対する救済や相談・支援体制を充実していく必要があります。

1 男女共同参画の意識の普及・啓発

【現状と課題】

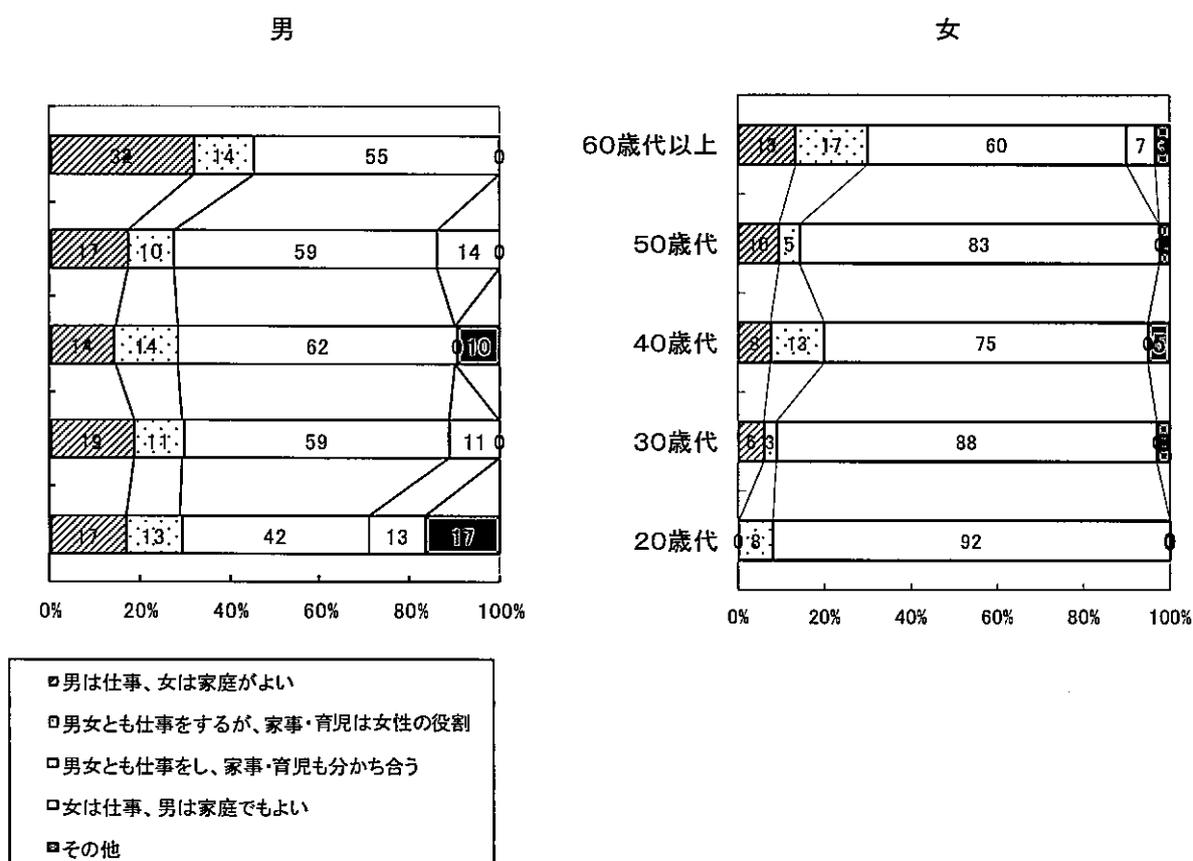
男女共同参画社会の実現のためには、政治、経済、文化等の分野における構造や制度を問いただすとともに、人々の意識改革が不可欠です。

町民の意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について（図表1）、高齢世代ほど固定的な役割分担意識が強いようにつながりますが、全体的には「男女とも仕事をし、家事・育児も分かち合う」と考える人が多く見られました。しかしながら、男性の家事・育児への参加状況（図表3）を見ると、「女性の負担が大きい。」「男性の参加は不十分だが、仕方がない。」と考える人が多く、現実には男性の家事参加（図2）はあまり進んでいない状況です。

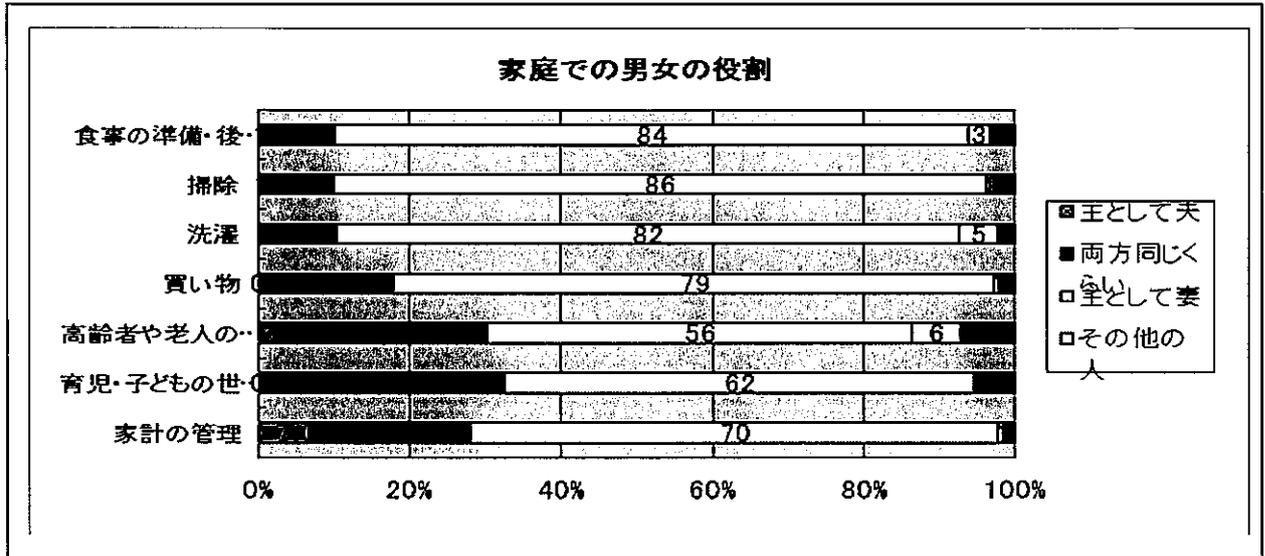
このような現状から、性別役割分担や社会慣習・しきたりなどに深く結びついたジェンダー意識に敏感になれるよう、効果的な啓発活動を展開していくことが必要です。

資料：大野町男女共同参画社会推進に関する意識調査（平成24年度）無作為抽出（20歳以上の男女町民）500人のうち有効回答者254人（以下、本調査による場合は資料名を省く）

【図表1】 「男は仕事・女は家庭」という考え方について

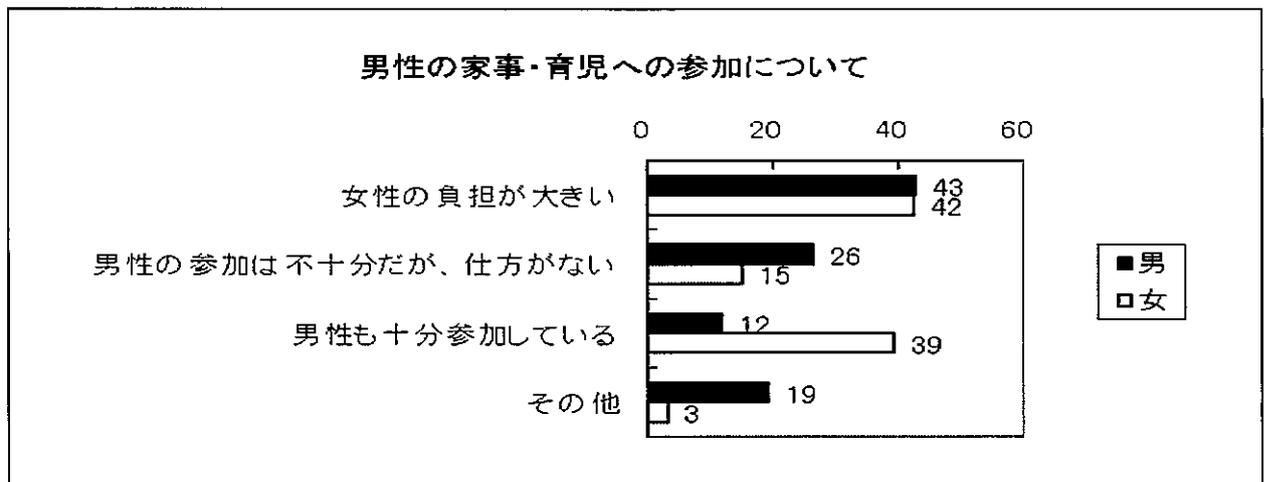


【図表2】共働き(パート等短時間労働も含む)世帯での家庭における仕事の役割

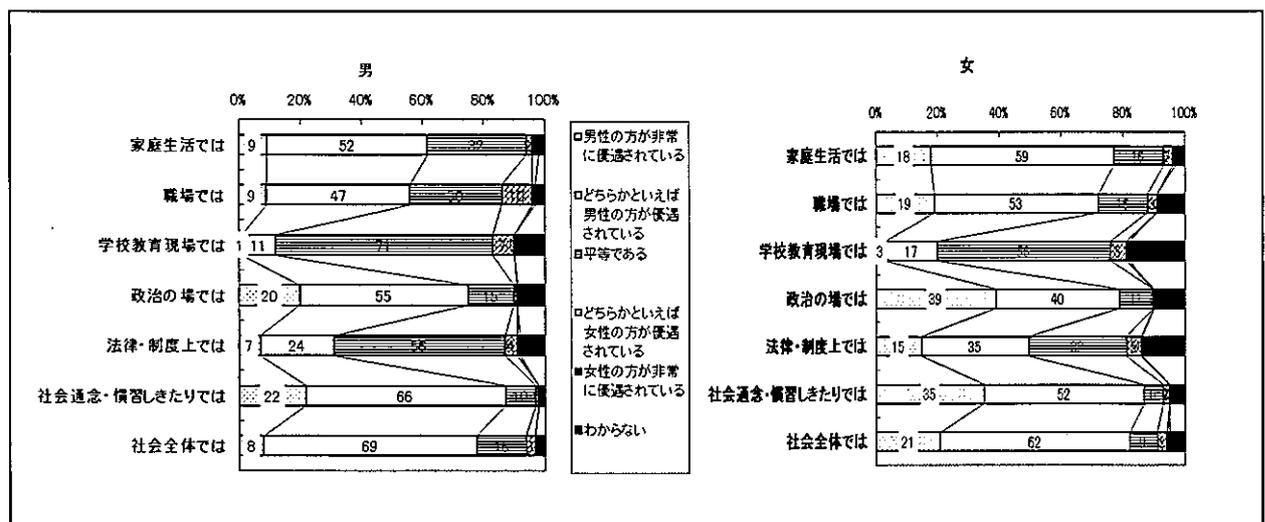


【図表3】男性の家事・育児への参加についてどう感じているか。(単位：%)

(単位：%)



【図表4】男女の地位について



【施策の方向】

(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動

町民の男女共同参画意識を高めるために、男女共同参画をテーマとする学習会や人権に関する研修会などを開催し、学習機会を充実するとともに、様々な啓発活動を実施することにより、町民の意識啓発を図ります。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 男女共同参画に関する研修会の開催 町民を対象としたセミナーや講演会を開催するとともに、開催時間帯・開催場所等の多様化を図ります。	総務課 生涯学習課	A
② 男女共同参画に関する情報提供 男女共同参画に関する情報を広報誌やホームページで提供する。また、図書館においては、各種情報資料の収集や関連図書の実質を図り、町民への意識啓発に努めます。	総務課 生涯学習課	A
③ 各種団体・委員会での啓発 各種団体や委員会の場において、男女共同参画の意識を高めるためのPRを推進します。	関係各課	A

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

男女共同参画に関する町民の意識や現状を調査することにより、各啓発活動の成果を確認し、以後の施策への反映に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 町民の意識調査と研究の実施 男女共同参画に関する意識調査をすることにより、現状把握をし、その調査結果の情報提供をします。それに基づいて、各種施策の検討を行います。	総務課	B

2 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実

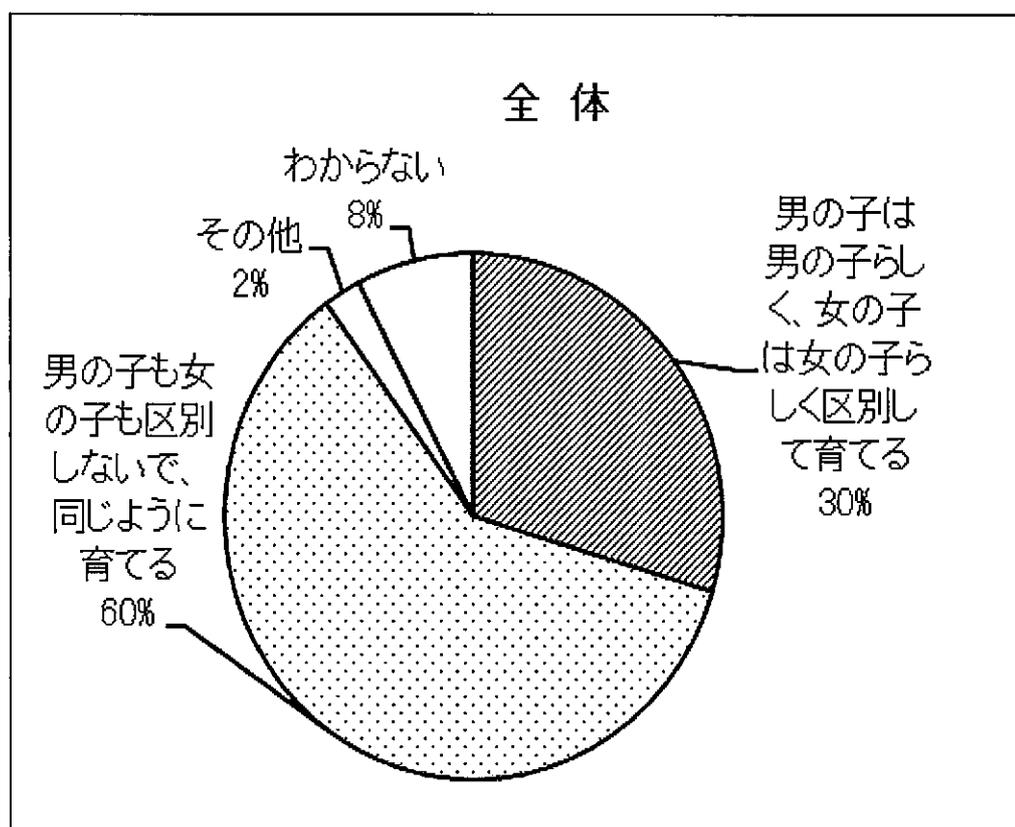
【現状と課題】

男女共同参画社会を推進していく上で、学校、家庭、地域などで行われる教育や学習が、とても重要な役割をもっています。特に子どもに対する教育は、子ども自身の意識の形成に大きく影響することから、ジェンダーに敏感な視点を定着させる学校教育・家庭教育が重要になってきます。

子どもの育て方に関する調査結果（図表5）では、前回のアンケート時（平成19年）と比べ「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく区別して育てる」が39%から30%に減り、「同じように育てる」が49%から60%に増えていることから、学校や家庭における、性別によって区別しないで、人間としての個性を尊重し、「その人らしさ」を伸ばす教育や指導が浸透してきていると思われます。

さらに、一人ひとりの多様な選択を可能にするためには、エンパワーメントが必要です。そのためには、学校や幼稚園・保育園等だけでなく、地域や家庭における生涯学習、いわゆる老若男女誰でも、学びたいときに学びたい内容を学習できるよう、生涯学習環境の充実も進める必要があります。

【図表5】子どものしつけについて



【施策の方向】

(1) 男女平等の視点に立った保育・学校教育の推進

保育・学校教育全体を通じて、人権に基づいた「個」を尊重し「その人らしさ」を伸ばしていくために、固定的な性別役割分担意識を解消し、ジェンダーに敏感な視点を取り入れた教育・学習を推進します。

また、ジェンダーに敏感な視点を取り入れた教育推進のために、教える側の全ての教育関係者への意識啓発や研修機会、情報の提供を充実させます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 教職員研修の充実 教職員等を対象とした研修会やセミナー等の情報提供をし、研修機会の充実を図ります。	学校教育課	A
② 性別にとらわれない教育の推進 男女混合名簿の導入を積極的に図り、性別にとらわれない教育の推進に努めます。	学校教育課 福祉課	A
③ 教育相談の充実 一人ひとりの個性・特性に応じた教育指導や保護者の子育ての不安解消ができるよう、子どもの教育に関する総合的な情報の提供及び相談活動の充実に努めます。	学校教育課 福祉課	A

(2) 地域・家庭における多様な生涯学習機会の充実

社会の最小単位である家庭における教育や、様々な学習の場を確保し、自由に活動や学習が選択できる環境をつくる必要があります。各種教室・講座・サークルなど学習機会の充実を図り、多様な生涯学習環境づくりを推進します。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 家庭教育学級の実施 小学生の親を対象に、子育てに関する学習や家庭の中でのジェンダーに敏感な視点を取り入れた教育などを実施し、男女共同参画の意識啓発を推進します。	生涯学習課	A
② 各種講座の充実 異なった世代や立場の町民が、生涯学ぶことができる様々な学習機会を提供するため、各種講座の充実を図ります。	生涯学習課 老人福祉 センター	A
③ 参加しやすい学習条件の整備 多様な生活スタイルに対応した講座の充実、また乳幼児や被介護者を抱えた人も参加できる託児・介護のサービスを考慮した講座の増加に努めます。	健康課 生涯学習課	A

3 人権を尊重する意識の確立

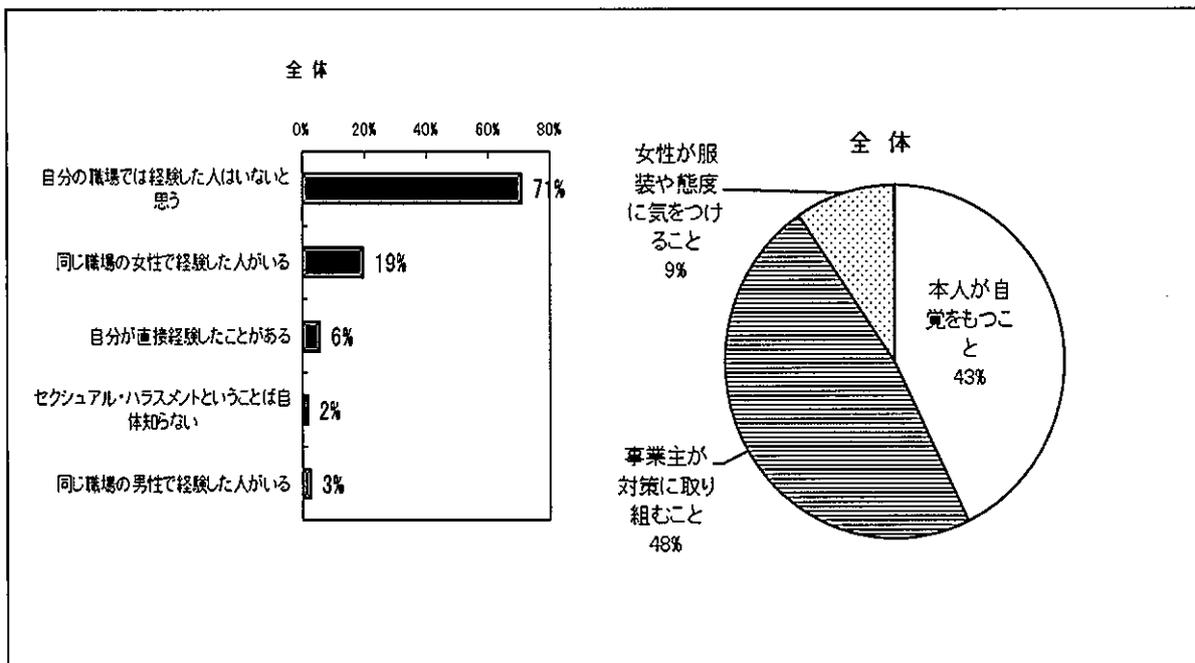
【現状と課題】

人権の尊重は、憲法の重要な理念であり、一人ひとりの人権は憲法により保障されています。男女共同参画社会実現のためには、男女がお互いを認め合う人権尊重の視点が重要であり、人権についての正しい理解と人権意識を高めるための啓発活動が必要です。

近年、ドメスティック・バイオレンス(注1)や児童虐待が大きな社会問題となっていますが、配偶者や子どもなどへの暴力や虐待は、相手の人権を無視した行為であることを周知し、理解を求めていくとともに、暴力の被害者に対する救済や相談・支援体制を充実させる必要があります。

国では、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(注2)」が施行され更に平成16年にはDVの定義の拡大・平成19年には保護命令制度の拡充を図る等の改正がありました。その法律の周知徹底を図り、様々な暴力行為を未然に防止する必要があります。また、職場における就業意欲や能力開発の妨げとなるセクシャル・ハラスメント(注3)やパワー・ハラスメント(注4)を防止するための研修や講習会の実施を、各企業等に働きかけ、また広報や各会議等を利用してセクシャル・ハラスメント防止に向けての啓発を推進します。

【図表6】セクシャル・ハラスメントを見たり聞いたりしたことがあるか
またセクシャル・ハラスメントをなくすための方策として何をすべきか



用語の解説

(注1) ドメスティック・バイオレンス (DV)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、配偶者や恋人など、親密な関係の男女間の身体的、精神的、性的、経済的暴力をいいます。言動の制限、強制、脅し、罵り、無視、苦痛を与えることなども含まれます。

(注2) DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」平成13年4月に成立した法律で、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行うことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

(注3) セクシャル・ハラスメント

継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

(注4) パワー・ハラスメント

会社などで職権等のパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

【施策の方向】

(1) 配偶者や子どもに対するあらゆる暴力への対策

暴力は、誰に対してもあってはならないものですが、特に近年の女性や子どもに対する暴力や虐待は社会的問題となっています。そうした暴力や虐待を防止するため、情報の提供や広報啓発活動を推進し、相談業務と各課にわたった保護体制の推進を図ります。

また、児童相談所・配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を強化しながら、すべての人が一人の人間として尊重される社会をつくるよう進めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 暴力根絶のための啓発活動の充実 セクシャル・ハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）、パワー・ハラスメントなど弱者への暴力を根絶するための社会環境づくりに向けて、広報紙やホームページ等を利用して町民や事業主への啓発活動を充実します。	総務課 福祉課 学校教育課 産業課	A
② ドメスティック・バイオレンス等に対する支援体制の充実 ドメスティック・バイオレンス等、各種苦情相談に対応できるよう、被害者の保護・支援に向けた庁舎内の連携体制を推進します。	総務課 福祉課 学校教育課 住民課	B
③ 相談体制の充実 毎週火曜日に実施している「心配ごと相談」や、人権週間等を実施している「困りごと相談所」「健康相談」の充実を図り、心配ごと相談や人権相談等の相談員との連携を図ります。	健康課 総務課 福祉課 (社会福祉協議会)	A
④ 緊急保護・自立支援体制の充実 暴力・虐待等を受け、緊急保護を必要としている者に対しては、関係機関と連携をとり、保護・自立支援体制を整えます。	福祉課 健康課	A

(2) 男女平等の視点に立った人権教育の推進

人権問題は、単なる個人的な問題としてではなく、社会的な問題としてとらえ、男性も女性も、高齢者も障がい者も外国人も、一人の人間として尊重される社会の実現に向けて、学校教育や社会教育を通じて、意識の高揚に努めます。

また、広報・出版物や講座などを通して、母性の重要性やHIV／エイズ、性感染症に関する情報提供・学習機会の充実を図ることにより、正しい認識と理解を深めます。

更に、学校教育においても、人権尊重の精神に基づく性教育を推進することにより、男女の違いを理解したうえで、お互いに尊重し、認め合える意識づくりに努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 人権講座の実施 人権に対する正しい知識と認識を深められるよう、社会教育の中で、人権の尊重に関する講座を実施します。	総務課 生涯学習課	A
② 人権意識の醸成 子どもの時から、人権に対する認識を深めるため、学校教育の中で発達段階に応じて、人権に関する作文や習字のコンテストへの参加を促進します。	学校教育課	A
③ 性教育の充実 男女平等・人権尊重の精神に立ち、性に関する科学的な知識に基づいた生（命の大切さ）と性教育を、学校教育の中で推進していきます。	学校教育課	A
④ HIV／エイズ・性感染症に関する認識と理解の促進 国や関係機関（保健所等）による情報提供、学習機会の充実により、正しい認識と理解を深め、性と生殖に関する健康・権利の視点(注)から普及啓発を行います。	健康課	A
⑤ 青少年への教育の充実 HIV／エイズ・性感染症を予防する能力や態度を育て、エイズ等に対する不安や偏見を払拭することを目的とした教育の充実を図ります。	学校教育課	A
⑥ 薬物乱用防止の推進 青少年の健全育成・社会を明るくする運動の一環として、薬物乱用の恐ろしさについて啓発するとともに、警察・保健所等の関係機関との連携強化により、薬物乱用の防止に努めます。	学校教育課 生涯学習課 総務課	A

用語の解説

(注) 性と生殖に関する健康・権利の視点

リプロダクティブ・ヘルス、ライツともいう。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題にはいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

II 男女がともに働くための環境づくり

労働は、男女に関わらず、すべての人に平等に与えられた義務であるとともに権利でもあります。それと同時に、家庭生活についても、夫婦が同等の権利をもち、相互協力のもと維持しなければなりません。これらを満たすには、女性自身が働くことに対する意識や能力を高め、生き生きと活躍できる、そして男性も家庭・地域で自分らしい生活を楽しむことができる環境整備が必要です。

近年の産業構造の変化や家事の省力化、また女性の高学歴化やライフスタイルの変化など、また、少子高齢化の進展により若年労働力が不足していく中、女性の労働力人口は増加傾向にあります。大野町においても女性の労働力率は、2010年（平成22年）の国勢調査によると52.0%で、全国平均（47.0%）を上回っています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法制度の整備は進んできてはいますが、人々の意識の中には今なお性別役割分担意識が強く根付いているため、女性には一人何役もこなすことを要求されている現状があり、運用面ではまだまだ問題も多いようです。

このような中で、男女がともに働き続けるためには、就労に関するあらゆる条件を男女の格差解消の視点から整備するだけでなく、女性の能力に対する正しい評価と女性自身の就業に対する意識の向上、また、男性の長時間労働等を見直し、男女ともに安心して人間らしい生活ができる環境づくりが必要です。

1 雇用の分野における男女平等の推進

【現状と課題】

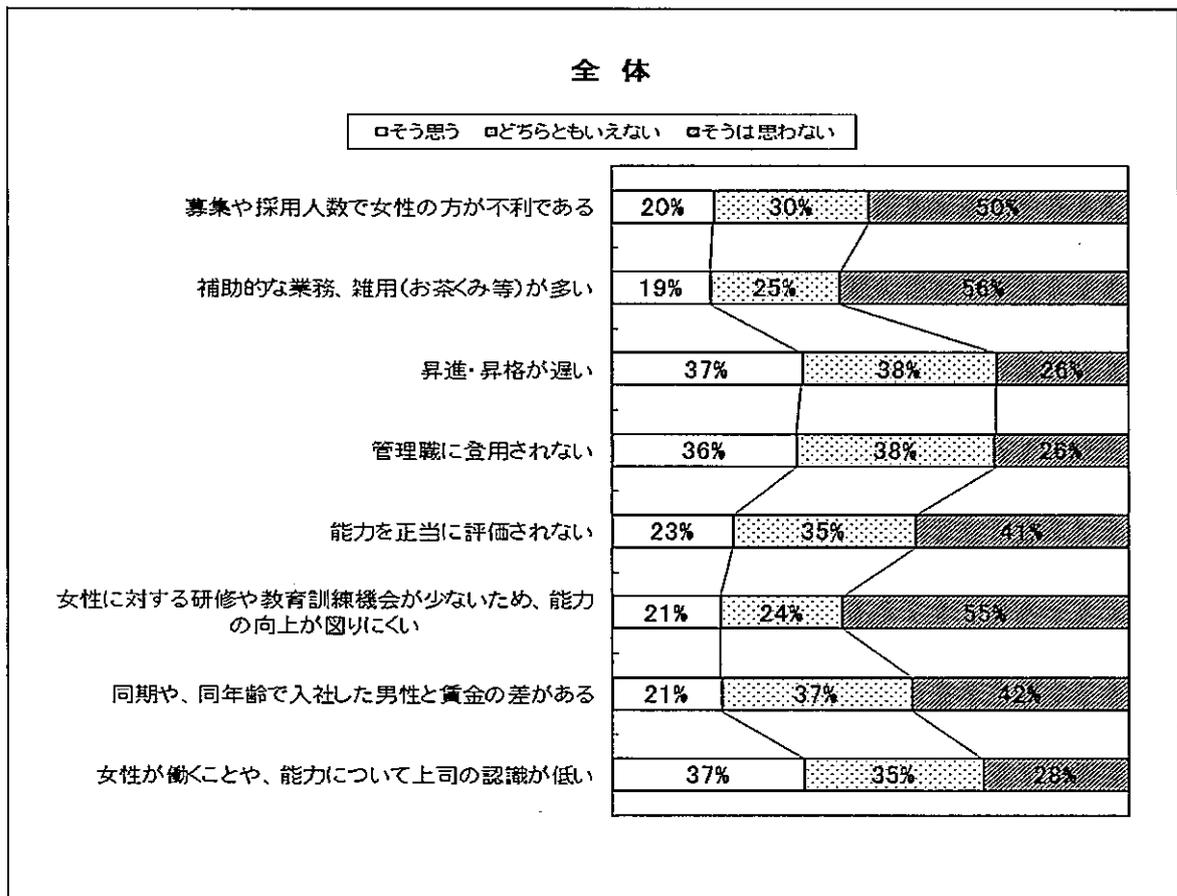
女性がそれぞれの能力を発揮して、生き生きと働き続けるための法制度や労働環境が徐々に整備されつつあります。

しかし、町民の意識調査で「職場において男女格差があるか（複数回答）」とたずねたところ（図表7）、「昇進・昇格が遅い」「管理職に登用されない」「女性が働くことや、能力について上司の認識が低い」等が上位を占める結果にみられるように、雇用の分野における男女の不平等は、依然として残っていることがうかがえます。

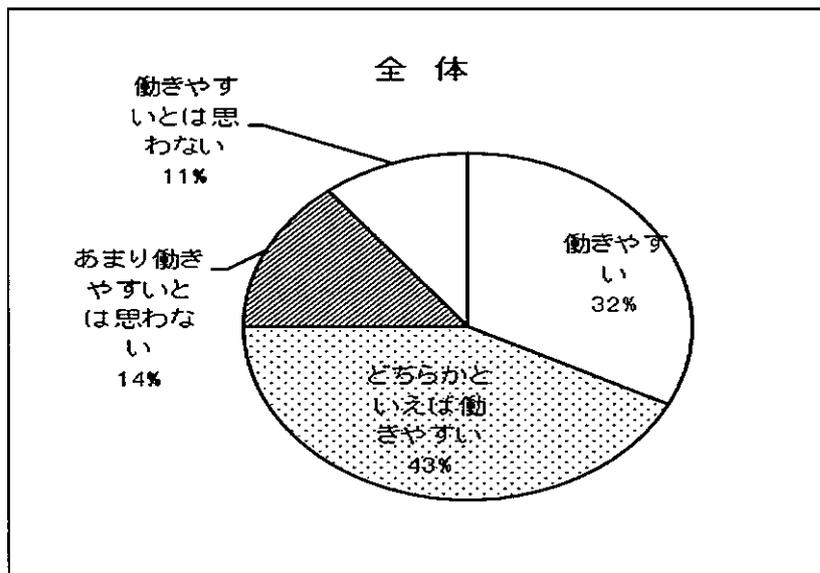
このような格差の解消を図り、女性とその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業における労働環境整備をすすめるための、積極的改善措置（ポジティブ・アクション（注）の促進が必要です。各事業所に対して、男女雇用機会均等法の制度だけでなく助成・奨励金制度の支援内容を十分生かせるよう周知啓発することが必要です。

また、女性の就業機会の拡大につながる職業訓練制度の充実や、資格取得のための情報提供について、各種関係機関との連携をとりながら、建設業など女性の就業率が低い業種への男女共同参画推進を図る必要があります。

【図表7】 職場における男女格差



【図表8】女性にとっての職場環境評価



用語の解説

(注) 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、自治体や企業が積極的に活動に参画する機会を提供するもの。状況に応じて実施するもので必ずしも女性を優遇するものではなく、これまでの慣行や固定的な性別役割分担などが障害となって、女性が男性よりも能力を発揮する機会がない状況を是正するための取り組み。

【施策の方向】

(1) 男女の均等な雇用機会の確保と推進

男女雇用機会均等法や労働基準法などの趣旨の周知を中心とした啓発活動を行うことにより、募集や採用、待遇面での男女の平等を促進します。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 法や制度、助成や奨励金制度等の周知・啓発 国・県・関係機関との連携を図りながら、各種法令の趣旨を、事業所には助成や奨励金制度を広報誌やポスター等により周知し、適切な運用を働きかけることにより、労働環境・雇用条件の向上を図ります。	産業課 総務課	A
② 雇用・昇進・昇格に対する男女間格差の是正や見直しの推進 雇用・昇進・昇格についての従前の慣行を見直し、適正な登用推進に努めるよう事業主への啓発を行います。	産業課 総務課	A

(2) 職業能力の開発と職域拡大

少子高齢化の進展により若年労働力が不足していくなか、女性労働力への期待はますます高まることが予想されます。そこで、就労意欲のある女性が仕事を継続するために、必要な支援の充実に努めます。

また、今までの固定的な職務形態にこだわらない、あらゆる職域への登用を目標とする研修機会の拡大・充実に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 就労への支援 就業するにあたり、資格取得及び技術習得を必要とする人のために、職業訓練制度や雇用状況、資格取得情報等を、各関係機関と連携を図りながら情報提供し、就労への支援をします。 生計中心者が失業となった世帯に対する離職者支援資金貸付制度等、各種生活福祉資金貸付制度を有効活用するための情報提供をし、周知啓発に努めます。	産業課 福祉課 (社会福祉協議会)	A
② 職業能力開発への支援 再就職をめざすなど就労意欲のある女性の能力開発と必要な技術向上のための学習機会の充実に努めます。	産業課	A
③ 働く女性に対応した保育や介護の環境整備 女性が安心して働くための、仕事と育児や介護の両立が可能な環境整備を図ります。	福祉課	A
④ 女性の職域の拡大 固定的な性別役割分担に偏らない職域拡大への啓発や研修機会の充実に努めます。	産業課 総務課	A

2 農林業・商工業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

統計（図表9）をみると、農業において、女性は重要な担い手となっていることがわかります。また、商工業においても同様に、女性が重要な担い手となっています。しかしながら、その働きが家内労働とされ、正当な評価が得られない傾向にあります。これは、女性の側にも経営に参加するという意識がうすいため、もっと積極的に参画していくことが必要だと考えられます。

大野町では、平成25年1月現在、「家族経営協定制度（注1）」締結世帯が5世帯、「認定農業者（注2）」が32人中女性2名、「女性農業経営アドバイザー」が1人となっている。

当町において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画の視点での労働環境や生活実態の見直しを図るとともに、女性自身の職業能力、経営能力の向上を支援することが必要です。

【図表9】

大野町における農業労働力保有状態別農家数

（単位：戸）

区 分	計	専従者あり			計	専従者なし			
		男女の専従者がいる	専従者は男だけ	専従者は女だけ		男女の準専従者がいる	準専従者は男だけ	準専従者は女だけ	準専従者なし
農家数	351	133	156	62	446	93	119	35	199

基幹的農業従事者数

（単位：人）

区 分	男	女	計
世帯員数	458	368	826

資料：農林業センサス（2010年（平成22年））

※専従者：調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者

※準専従者：調査期日前1年間に自営農業に60日～149日従事した者

※基幹的農業従事者：農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

【施策の方向】

(1) 家族就労者の労働環境の整備

「家族経営協定制度」の普及や、「認定農業者」「女性農業経営アドバイザー」の育成を推進し、家族就労者の待遇改善と女性自身の意識の改革を図ります。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 家族就労者（農業従事者）の環境改善 農業の担い手である女性の地位・待遇改善のため「家族経営協定制度」の普及（目標10世帯締結）や、「認定農業者」「女性農業経営アドバイザー」の育成を図ります。	産業課	A
② 家族就労者の問題解消 家族従業者として働く女性の状況や問題点の把握に努めます。	産業課	A
③ 農業資金融資制度等の普及啓発 農業企業化資金利子補給制度や農業経営基盤強化資金利子助成制度等の情報提供をし、労働環境の整備を図ります。	産業課	A

(2) 女性起業家への支援

さまざまな分野で起業しようとする女性たちへの情報提供や、起業に関する相談の充実を図ります。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 女性の起業への啓発と情報提供 女性自営業者、女性起業家への各種情報の収集と提供をし、啓発と支援活動に努めます。	産業課 (商工会)	A
② 女性起業に対する相談支援 起業しようとする女性への支援策として、相談窓口を設け、育成支援に努めます。	産業課 (商工会)	A

用語の解説

(注1) 家族経営協定制度

農家の家族間で、営農（就業）計画の作成、労働報酬等の配分方法、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡などのルールを文書で取り決め、調印することをいいます。これにより、家族の共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的な農業経営が確立されます。

(注2) 認定農業者

農業に意欲と能力のある者で、プロの農業経営者として認定された者。農業後継者不足による遊休農地をなくすため、性別も、専業・兼業の別も、経営規模の大小も、営農類型も、組織形態も問わず認定対象となります。

3 地域・職場・家庭において多様な働き方を可能にする条件の整備

【現状と課題】

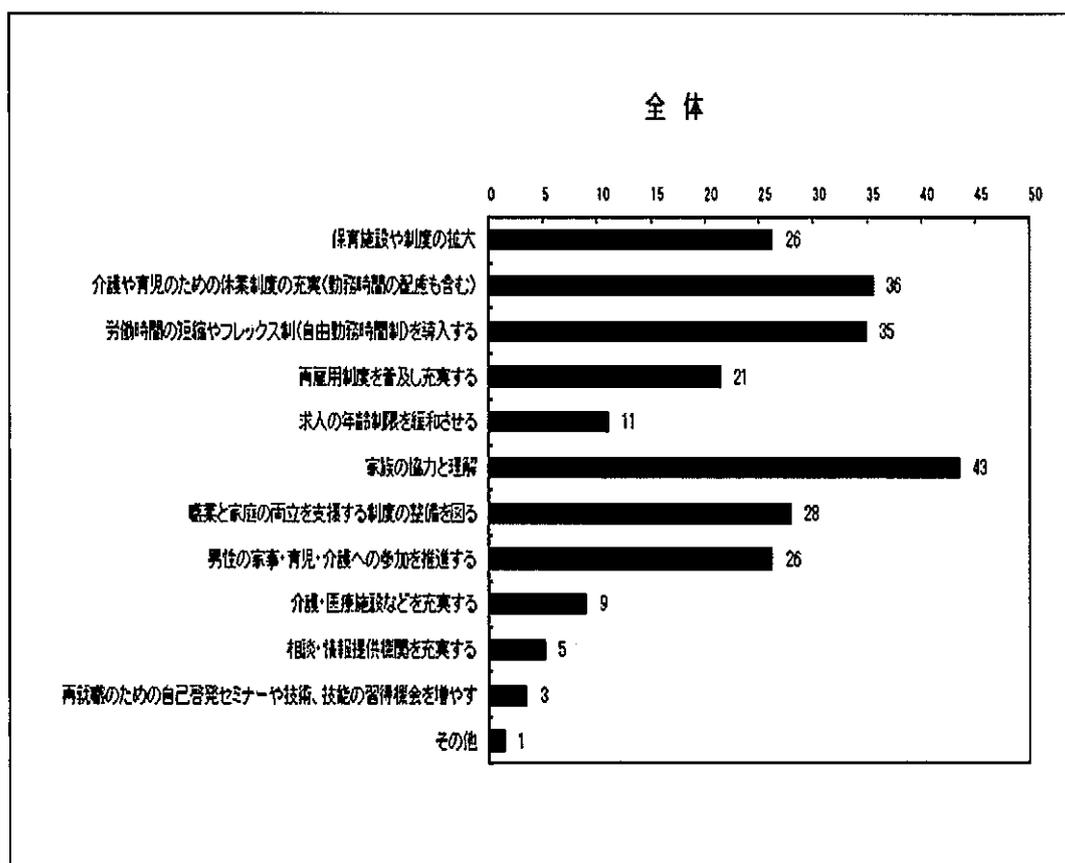
男女がともに生き生きと働き、自立した生活を送るためには、ともに責任を果たし、職場と家庭・地域ともに両立できるような、ゆとりのある労働環境整備が必要です。

大野町の意識調査でも、「女性が働きやすい環境づくりに必要なことは？」との問い（図表10）に対して、「家族の協力と理解」、「介護や育児のための休業制度の充実」、「保育施設や制度の拡大」、「労働時間の短縮やフレックス制を導入する」、「職業と家庭の両立を支援する制度の整備を図る」などの意見が上位を占め、その必要性がうかがわれました。

そのためには、多様なニーズに対応できる保育施設や保育サービスの整備・充実、育児休業や介護休業などの法制度の普及と定着、そして男性の、これまでの仕事中心の生き方を見直し、労働時間短縮を進める環境づくりが必要となります。

また、近年の社会情勢の変化等により、様々な就業形態が生まれていますが、個人の状況に応じて、多様な働き方の中から選択して、働くことができる環境づくりを推進するとともに、特に女性が多くを占めるパートタイム労働者などの、不安定な労働条件の改善向上に努めることが必要です。

【図表10】女性が働きやすい環境づくりに必要なこと(複数回答、単位：人)



【施策の方向】

(1) 仕事と家庭・地域活動が両立できる労働環境整備

働く男女が、ともに家庭責任を担い、育児や介護、地域活動などに参画できるような労働環境・保育サービスの整備充実を促進し、それらに関する法制度の普及啓発に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 保育サービスの充実 育児と仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図ります。また、多様化する就業形態や保育ニーズに対応するため、一時的保育、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の受け入れ体制の充実に努めます。	福祉課 各保育園	A
② 家庭生活における男女共同参画の促進 男性を対象とした「男の料理教室」「在宅介護支援教室」「介護体験教室」等を実施することにより、男性の家事分担能力の向上を図り、家庭生活における男性の自立と男女共同参画を促進します。	健康課	A
③ 育児・介護休業制度の周知と取得啓発の促進 育児・介護休業制度（注1）を広報誌等で周知し、男女がともに取得することの重要性についても啓発に努めます。	産業課 総務課	A
④ 多様な就業形態の導入促進 在宅型勤務形態やフレックスタイム（注2）勤務等新しい就業形態の導入促進を図ります。	産業課 総務課 学校教育課	A

用語の解説

（注1）育児・介護休業制度

- ・育児休業対象者…1歳に満たない子を養育する男女労働者（日々雇用・一定の条件を満たさない期間雇用者除く）
- ・育児休業申出と期間…休業開始予定日の1ヶ月前までに申出、子が1歳に達する日までの期間
- ・介護休業対象者…要介護にある対象家族がいる男女労働者（日々雇用・一定の条件を満たさない期間雇用者除く）
- ・介護休業申出と期間…休業開始予定日の2週間前までに申出、通算して3月の期間を限度
- ・育児・介護休業者に、解雇その他不利益な取扱いの禁止、育児・介護を行う労働者の時間外労働の制限、深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置、転勤に関する配慮や介護のための勤務時間の短縮等の措置、職業家庭両立推進者の選任など仕事と家庭の両立支援のための制度です。

（注2）フレックスタイム

自由勤務時間制あるいは、勤務時間自由選択制とも訳されていますが、所定労働時間内で出退勤時間を自由に選択できる勤務時間制度をいいます。

(2) 子育て支援の整備

働く女性や社会活動、学習活動に取り組む女性が、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備し、父親の子育て参加を促すとともに、核家族化等により、子育て不安や悩みをもつ人のための相談機能等の充実など、多様な保育サービスの充実と地域ぐるみの子育て支援を推進します。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 保育サービスの充実（再掲） 育児と仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図ります。また、多様化する就業形態や保育ニーズに対応するため、一時的保育、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の受け入れ体制の充実に努めます。	福祉課 各保育園	A
② 子育て支援センター事業の充実 保育士・保健師による育児不安の相談指導や保育園の園庭開放、サークル支援等により、子育てをするための環境づくりを推進します。	福祉課 各保育園	A
③ 子育てに関する苦情解決事業の充実 苦情解決委員等を設置し、携帯電話・パソコン等を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	福祉課 各保育園	B
④ 放課後クラブの充実 核家族化の中、夫婦共働きで留守家庭となる子どもを対象に、子育ての支援を行います。	福祉課	A
⑤ 子育てに関する情報提供 保育サービス、子育て支援事業等に関する情報を、広報紙やホームページ等で提供し、周知を図ります。	福祉課 総務課	A
⑥ 子育てしやすい環境整備 子ども連れの親に配慮した公共施設や、親子が安心して遊べる公園等の充実に努めます。	建設課 福祉課	A
⑦ 乳幼児健診等の機会の拡充 発達段階に対応した乳幼児健康診査の、機会の拡充を図ります。	健康課	A
⑧ 子育て家庭の負担の軽減 安心して子どもを産み育てることができるよう、乳幼児医療（就学前）の助成事業や、小中学生の医療費無料化、児童手当の支給により子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	健康課	A

(3) パートタイム労働者等の労働条件の向上

女性が多くを占めるパートタイム労働者や派遣労働者は、不安定な労働条件におかれることが多いため、パートタイム労働法、労働者派遣事業法等の制度の周知・啓発を行い、労働条件整備に向けての取り組みに推進します。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 事業主・パートタイム労働者等への情報提供 不安定な労働条件下にあるパートタイム労働者などの問題についてのセミナー等（岐阜労働局・21世紀職業財団等による）の情報提供・パートタイム労働法等の法や制度の周知・啓発に努めます。	産業課	A

Ⅲ 男女がともに健康で自立した生活のできる社会づくり

社会・経済情勢の変化の中で、人々の意識やライフスタイル、価値観は大きく変わり、自分自身の人生に対して生きがいや存在価値を求め、有意義に過ごしたいと考える人が多くなりました。特に、心身ともに健康であることは、すべての人にとって一番の願いだといえます。

健康づくりについては、現在実施している老人保健事業や母子保健事業等の充実による健康づくりへの支援に加え、正しい生活習慣を幼少期から身につけ、「自分の健康は自分で守る」という自覚を植えつける学習・教育や、生涯を通じた健康づくりに向けての取り組みが重要となります。

また、核家族や非婚者の増加により、母子・父子家庭やひとり暮らし世帯、高齢者世帯など、家族の形態も多様化してきています。こうした変化に対応し、一人ひとりの生き方や人格を尊重し、すべての人が安心して自立した生活を送るための社会システムの構築や生活基盤づくりが必要となっています。

特に、子育てや介護を支援するサービス・施設の充実、高齢者や障がい者が自立するための環境整備が重要だといえます。

1 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

【現状と課題】

社会環境の複雑多様化した現代社会においては、ストレスの増大などにより、心身のバランスを崩すことも少なくありません。そうした中、まずは正しい食生活を身につけ、それぞれの年代に応じた健康管理や体力づくりに取り組むとともに、各種の健康診査や検診によって、疾病の早期発見と予防に努める必要があります。

同時に、心身の健康づくりや生きがいづくりのための学習やスポーツなどが、気軽に楽しめる施設と機会の充実が必要です。

また、妊娠、出産という次世代の子どもを産む母性機能は、本人やその家族だけではなく、社会にとっても重要な機能であり、その重要性を認識し、母性保護や母子保健の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

高齢社会をむかえ、健康で心豊かな生活を送るために、保健事業を中心に「自分の健康は自分で守る」という意識づくり及び健康づくりを推進します。

同時に、健康に関する学習機会の充実を図り、正しい知識の普及に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 保健事業の推進 基本健康診査、結核健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診等の受診機会体制の充実を図り、町民の自己健康管理の促進に努めます。	健康課	A
② 各種健康教育の充実 生活習慣病等を予防するため、各種講座や栄養教室等を開催し、健康づくりに関する知識の普及に努めます。	健康課	A
③ 健康づくりの機会の充実 高齢者を対象とした「頭の寝たきり予防教室（いきいき教室）」（音楽療法・リズム体操・作品づくり・児童との交流等）や軽スポーツ大会等を開催し、健康づくりの支援をするとともに、交流の場を提供します。	健康課 生涯学習課 (各地区公民館)	A
④ 誰でも参加できる機会づくり 誰でも参加できるようなスポーツ大会や教室を開催し、スポーツを楽しむとともに、健康づくりへの機会を提供します。	健康課 (社会福祉協議会 生涯学習課)	A

(2) 生きがいづくりのための学習機会の充実

生涯を通じて、すべての人が生きがいをもって、いきいきとした生活が送れるよう、様々な学習の機会や交流の場の提供に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 各種生涯学習事業の充実 年代を問わず、誰もが気軽に学習できる教室や講座・セミナー・クラブ・サークル等を設け、一人ひとりに合った生きがいづくりを支援します。	生涯学習課	A
② 高齢者のための生きがいづくりの支援 高齢者を対象とした、多種多様な趣味を生かした教室や地区単位のボランティア活動を開催し、健やかで心豊かな生活が送れるような学習の機会と交流の場の提供に努めます。	健康課 (社会福祉協議会) 生涯学習課	A

(3) 母性保護と母子保健施策の充実

母性の重要性を正しく認識し、母性を保護して尊重する意識啓発に努めます。また、各種母子保健事業の充実により、子育て不安の解消と育児能力の向上を図ります。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 母性保護のための意識啓発 広報誌や各種講座の中で、母性保護の重要性についての意識啓発に努めます。	健康課	A
② 母子健康診査等の充実 妊娠、出産、育児に関する理解を深め、健康な赤ちゃんを産み育てるための両親学級や、成長段階に応じた乳幼児健診サービスの充実を図ります。	健康課	A
③ 育児・健康相談の充実 育児相談やふれあい健康相談等の相談体制の充実とともに、子育ては家族で担う必要があることを認識し、子育て不安の解消に努めます。	健康課	A
④ 子育て支援ボランティア等の推進 現在、大野町が実施している保育士・保健師や母子推進員による子育て支援サービスを、子育て経験者等によるボランティア団体活動として実施できるよう、推進します。	健康課	A

2 自立を支える社会的支援の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会実現のためには、保育や介護など、社会的支援環境の充実が必要とされています。

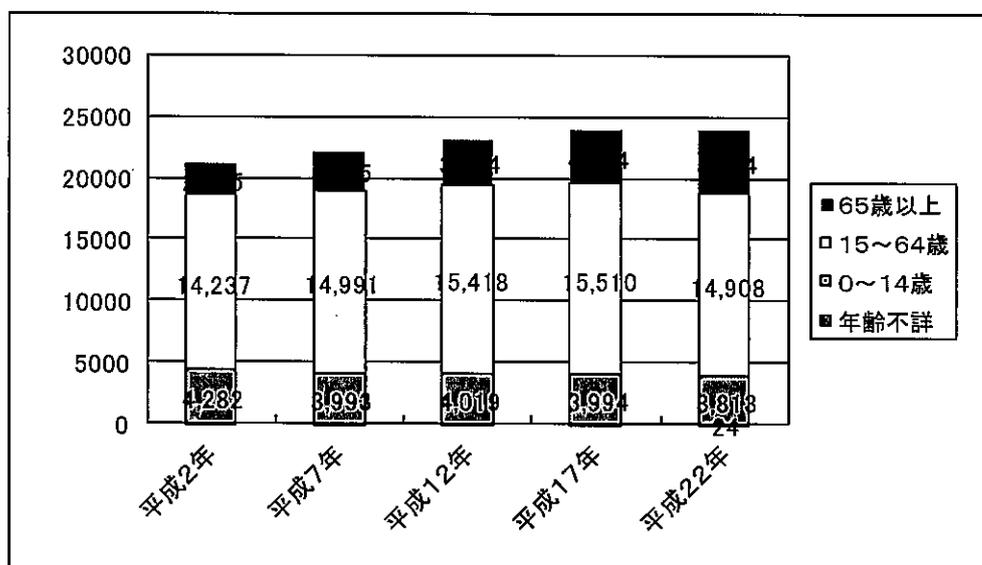
2010年（平成22年）国勢調査では、大野町の総人口 23,859人のうち、65歳以上の人口は5,114人で、高齢化率は21.4%です。その高齢人口のうち、女性は2,830人、男性は2,284人と、女性の数は男性を上回っています。（図表11）

町の意識調査結果においても、男女共同参画社会実現のための施策（図表12）として、「子どもをもつ親が働きやすい子育て支援施策」や「育児・介護の負担を軽減するための施設・サービスの充実」が多く求められています。

介護保険制度という社会的な支援システムが構築されましたが、介護を必要とする人自身と介護する人たちが、それぞれのニーズにあった、さらに充実した介護支援体制を整えることが必要です。また、高齢者や障がい者の社会参画機会を積極的に設けていくことにより、地域全体でお互いに自立した暮らしを支え合い、生き生きとした生活ができる、ふれあいのあるまちづくりが求められています。

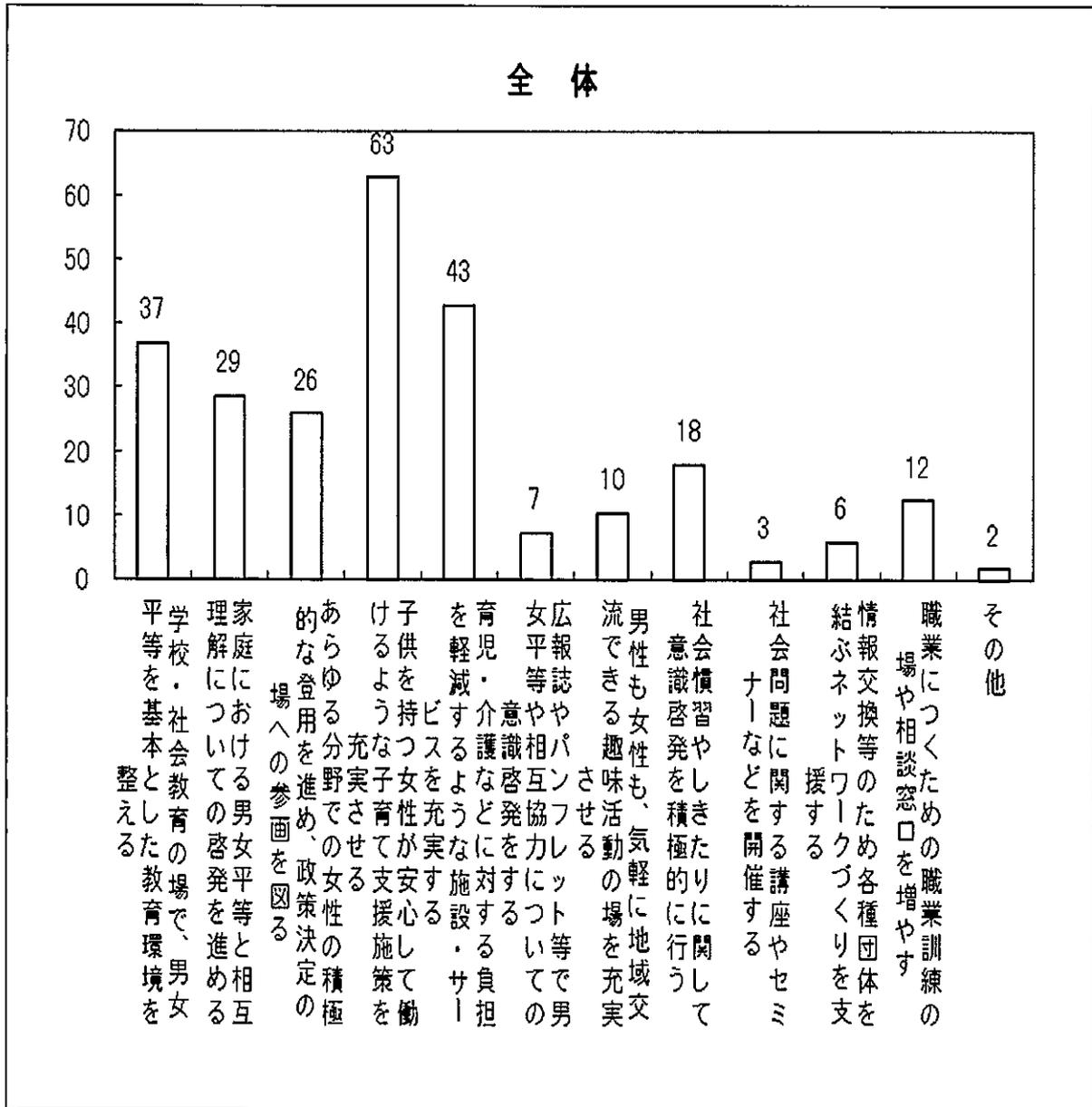
【図表11】大野町の人口比率

（単位：人）



資料：国勢調査

【図表 1 2】男女共同参画社会実現への施策を希望するもの(複数回答)



【施策の方向】

(1) 高齢者や障がい者などの自立支援体制の充実

高齢者や障がい者も地域社会の重要な構成員であり、長年培ってきた知識や技術と豊かな経験を生かして、積極的に社会参画できる機会の充実に努めるとともに、要介護・要支援状態に陥らないよう、健康づくり、生きがいづくりを中心とした支援の充実に努めます。

また、ひとり親家庭は、経済的、精神的にも負担が大きいため、経済的支援や相談体制の充実に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 高齢者や障がい者の就労機会の充実 労働能力をもっている高齢者や障がい者に対して、地域に密着した臨時的、短期的な仕事を提供し、社会参画機会の拡充に努めます。	福祉課 健康課 (シルバー人材センター) 産業課	A
② 生活支援サービスの充実 ひとり暮らし高齢者等を対象に実施している、いきいき教室や、家事援助サービス、配食サービスなどの充実に図り、自立生活の助長を目指します。	健康課 (地域包括支援センター)	A
③ 家族介護支援サービスの充実 ○介護する人のために、介護方法や介護予防、介護者の健康管理等について、知識・技術を習得させる家族介護教室を開催します。 ○介護している家族に対し、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流の場を設け、リフレッシュを図ります。	健康課 (地域包括支援センター) (社会福祉協議会)	B
④ 介護給付対象者へのサービスの充実 介護保険対象者が、必要なサービスをスムーズに十分利用できるような環境づくりを進めます。	健康課 (地域包括支援センター)	A
⑤ 自立生活の支援の充実 ○独居・高齢世帯になっても、健康で自立した生活が送れるよう、栄養士・保健師による「男の料理教室」を開催し、自立支援を推進します。 ○老人の方による友愛訪問活動として、独居・寝たきり老人の方を訪問し、健康状態の確認や話相手となり、町との連携体制や自立支援の充実に努めます。	健康課 (社会福祉協議会)	A

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
⑥ 高齢者や障がい者に対する助成の充実 「重度心身障害者」等の福祉医療助成や障害者福祉給付金・重度心身障害老人特別助成金などの経済的支援体制の充実を図ります。	健康課	A
⑦ 家族介護者の負担の軽減 ねたきり老人等在宅ふれあい手当や高齢者・障がい者いきいき住宅改善助成事業などの支給により、家族介護者の経済的支援体制の充実に努めます。	健康課 福祉課	A
⑧ 高齢者・障がい者向けの住宅整備の充実 高齢者・障がい者の方が、暮らしやすく、使いやすい住宅とするため、バリアフリー（注）・リフォーム制度を推進し、環境整備に努めます。	健康課 建設課	A
⑨ ひとり親家庭への支援体制の充実 ひとり親家庭などが、安心して健やかに生活できるよう、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、医療費の助成等の経済的支援体制の充実を図ります。 また、民生児童委員等による相談体制の充実にも努めます。	学校教育課 福祉課	A

(2) 相談体制の充実

生活の中でのさまざまな不安や悩み、困りごと、または各種サービスの利用方法等、誰でも気軽に相談できる体制を整えます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 心配ごと相談事業の充実 家庭内での問題、人権問題、教育問題、職場・地域での問題等、多種多様な心配ごと、悩みごとに対応できるよう、各分野の専門知識を有する相談員による相談体制の強化を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会) 学校教育課 総務課	A

用語の解説

(注) バリアフリー

高齢者や障がいを持つ人が、地域の中で社会生活していく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと（フリー）をいいます。

IV 男女がともに担う地域社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、家庭・地域・政策決定の場など社会のあらゆる分野へ、男女が偏りなく参画し、お互いに協力しながら築いていくことが必要です。

しかし、現在、男女の活動の分野には偏りがみられ、特に政策・方針決定過程の場への女性の参画はまだまだ低く、女性の視点や発想が十分生かされていない状況です。一方、仕事中心になりがちな男性も、もっと家庭責任を分担し、地域活動にも参加できるようなゆとりのある働き方について考え直す必要があります。そして、男女がともに、その能力を発揮して対等なパートナーシップを確立していくことが男女共同参画社会の実現につながります。

また、国際化が著しく進展する中、私たちは様々な機会を通して、外国の人々と交流し、異文化や風俗、習慣を理解し、お互いの考えや生活を尊重できるよう学習機会の充実を図ることが重要となります。

1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

【現状と課題】

現在、女性はさまざまな分野での活躍が見られるようになりましたが、政策・方針決定の場への参画は、男性に比べるとまだまだ低く、女性の声が十分反映されていないのが現状です。

当町においても、各種審議会や委員会等への女性委員の登用や、町女性職員の管理職への登用を図っており、徐々に増えつつあり目標の30%は超えておりますが、その割合はまだ低く町民の意見をバランス良く反映しているとはいえない状況にあります。(図表13)

女性自身も、あらゆる場に主体的に参画していくために、幅広い視野や知識を身につけるよう意識の高揚を図り、人材の育成が必要となります。

【図表13】

大野町の各種委員会等への女性参画状況(平成24年4月現在、単位:人%)

	総数	うち女性	女性割合
※1 地方自治法第180条の5関連	29	1	3.4
※2 法律・政令・省令及び条例に基づく審議会等	101	32	31.7
※3 条例等に基づく委員等	132	49	37.1
	262	82	31.3

町・県職員管理職(課長級以上)中の女性の割合(平成24年4月現在)

大野町(一般行政職)	5%(20人中1人)
岐阜県(本庁一般行政職)	4.73%(296人中14人)

- ※1 180条の5関連:教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ※2 法律・政令・省令及び条例に基づく審議会等:防災会議、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会
水防協議会、計画審議会、図書館協議会他
- ※3 条例等に基づく委員等:民生児童委員、社会教育委員、スポーツ推進委員、身体障害者相談員他

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(内閣府男女共同参画局)

【施策の方向】

(1) 審議会、委員会等への女性登用促進

町民の意見が町政にバランス良く反映されるよう、町の各種審議会、委員会等への女性の積極的な登用に努めます。また、女性が全く参加していない委員会等の解消に努めます。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 審議会委員等への女性登用目標値の設定 各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、女性登用率30%以上を維持します。また、女性あるいは男性委員が一人もない委員会等の解消に努めます。	関係各課	A
② 女性委員の登用状況調査及び公表 女性委員の登用状況を定期的に調査し、女性委員の登用を推進します。	総務課	B
③ 審議会等委員の兼務数の制限 幅広い町民が町政へ参画するために、委員の兼務を見直します。	関係各課	A

(2) 女性の人材発掘と情報の提供

各分野に女性の能力を生かし、その意見が反映されるよう、女性の人材を発掘してリストを作成するなど、人材情報の提供と有効活用を図ります。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 人材の発掘と情報提供 各分野における女性の人材の把握に努め、人材情報の共有化を図ります。	総務課	B
② 人材育成の充実 各種講座、セミナーなどの開催情報・学習体験機会の場を提供し、人材支援の充実を図ります。	関係各課	A

2 地域活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

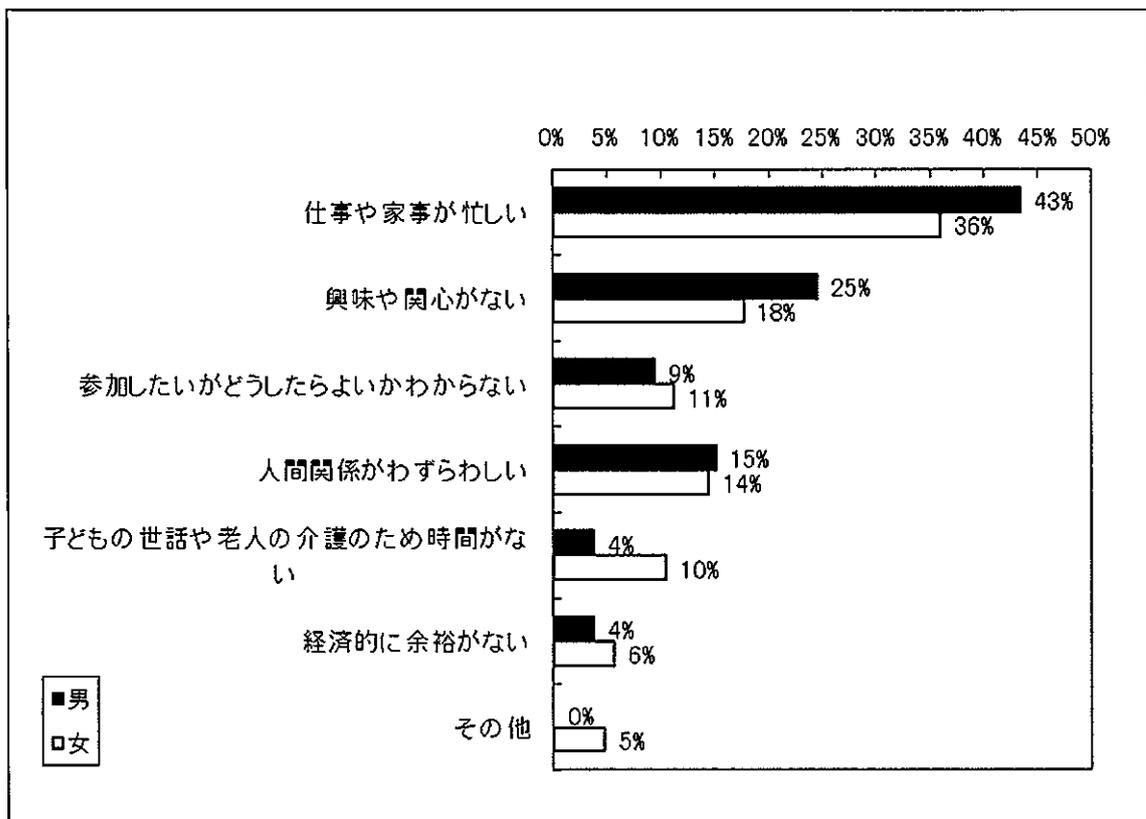
町民の意識調査によると、「地域活動に参加していますか」との問いに対して男性58%・女性47%の人が「参加していない」と答えています。主な理由は「仕事や家事が忙しい」が男性43%女性36%と、最も多くなっています。（図表14）

男性は「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識により、仕事や社会に縛られてしまう結果、家庭や地域への参加不足となってしまいます。男性が参加することにより、子どもとのふれあいや地域の交流等が図られるとともに、男性自身も豊かでゆとりのある生き方ができるでしょう。

また、地域社会においては、区長などの要職は、男性で占められているのが現状で、こうした地域の慣行を見直し、地域社会の様々な分野に、女性も方針決定過程から参画して、地域における男女共同参画を促進することが必要です。

さらに、さまざまな分野で活動しているグループや団体に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに、女性と男性、町民と行政等さまざまな立場や分野において対等なパートナーシップを確立し、みんながともに担う地域社会づくりが必要です。

【図表14】 地域活動に参加していないと答えた人（男58%・女47%）の主な理由



【施策の方向】

(1) 地域活動等への参加促進

近年の高齢社会の中で、地域社会は女性にとっても男性にとっても、大切な生活に密着した場となっています。そのため、男女がともに地域の活動等に共同参画できる機会づくりを推進します。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 各地区の方針決定への女性参加の促進 生活に密着した身近な諸問題について、話し合いや方針を決定する場に女性が加わり（女性役員の設置等）、男女がともに参画する地域活動ができるよう意識啓発を図ります。	総務課	A
② 地域保育センター活動の推進 地域住民（親・祖父母含む）が各保育園児等と、遊びや学習を通して、地域ぐるみの交流やふれあいを深めます。	福祉課 各保育園	A
③ 総合的な学習への参加促進 小中学校の総合的な学習の中で、米づくりや野菜作り、地域の歴史や文化の伝承等男女・年齢を問わず、地域の方々が指導に当たり、交流・ふれあいを深めます。	学校教育課	A
④ 公民館活動の推進 町民が、男女にかかわらず公民館活動に参加できるような環境整備に努めます。	生涯学習課	A

(2) 各種団体の活性化推進

地域活動の活性化には、NPO（注）などその地域における団体やグループの活動が活発に行われることが重要です。

長寿化する人生を生きがいとゆとりをもって過ごすため、ボランティア活動に関心をもつ町民も多く、ボランティア活動に関する情報提供等活性化推進を図ります。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 地域活動団体の活性化推進 NPO等の地域活動団体（ボランティア団体含む）についての情報提供をし、誰もが参加できる団体活動の活性化を図ります。	総務課 （社会福祉協 議会） 関係各課	A
② 各種団体のネットワークの整備 各種団体の相互交流や行政とのパートナーシップを深め、活動の活性化を支援します。また、ボランティアしたい人とボランティア要望者との調整会議の充実を図ります。	関係各課 （社会福祉協 議会）	A

用語の解説

(注)NPO

民間の非営利団体のことで、福祉やまちづくり、環境保全、人権、教育、女性などさまざまな分野で自発的に公共的な活動を行う団体をいいます。

(3) 安全で暮らしやすい生活環境づくり

地域の中で、お互いに助け合っていくことができるような環境づくりを促進し、町民の皆さんの積極的な参画により、安全で暮らしやすい地域づくりに努めます。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 女性防火クラブと地域消防の育成 地域における火災予防・家庭防災等の意識の普及活動や消防・救急法等の知識習得を機会を設け、地域の消防後援隊との連携を図り、「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を支援し、自主防災組織の整備に努めます。	総務課	A
② 交通安全婦人連絡協議会の育成・支援 町交通安全婦人連絡協議会の育成・支援を行い、町民の自主的な交通安全運動の活性化を図ります。	総務課	A
③ 男女の視点を生かした環境作りの推進 各種の計画・設計づくりの際には、男性の視点だけではなく、女性の視点や発想、感性などを積極的に取り入れ、誰もが安全で暮らしやすい環境づくりを目指します。	関係各課	A
④ 子育て家庭の負担の軽減（再掲） 暮らしやすい生活環境づくりのために、乳幼児医療（就学前）の助成事業や、児童手当の支給により、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	健康課	A
⑤ 家族介護者の負担の軽減（再掲） ねたきり老人等在宅ふれあい手当や高齢者・障がい者いきいき住宅改善助成事業などの支給により、家族介護者の経済的負担軽減を図り、暮らしやすい生活環境づくり	福祉課 健康課	A

3 国際化社会への環境整備

【現状と課題】

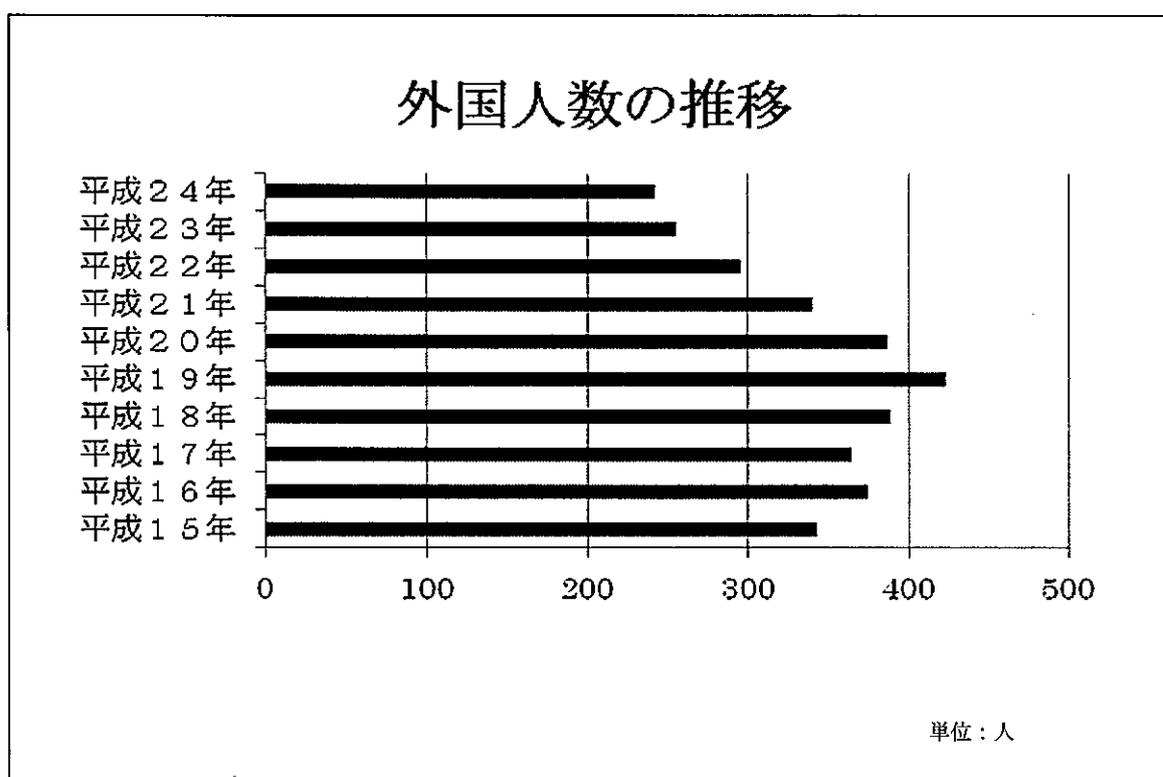
国際化・情報化の進展によって、男女共同参画社会をめざす地域社会においても、世界の様々な動向への認識を深めること、つまり、国際交流・国際理解の推進は重要な課題といえます。

当町では、カナダへの中学校生徒の派遣交流を行い、国際理解のための人材育成等を推進しています。

現在、大野町内の在住外国人は平成19年をピークに減少傾向にあります。（図表15）身近なところから国際交流を進め、人権尊重の意識を育てながら、相互理解を深めることは国際理解につながるということから、地域における共生のための環境整備が必要となります。

また、次代を担う子ども達には、国際協調の精神と多様な国際感覚を養成する学習機会の充実を図ることが必要です。

【図表15】 在住外国人数の推移



資料：在住外国人数調べ（大野町民生部住民環境課・4月1日調査）

【施策の方向】

(1) 国際理解のための教育の推進

国際社会に対応できる人材育成のため、国際交流事業を推進し、国際感覚を養う機会や、国際理解のための学習機会を充実させます。また、世界各地での女性のおかれている現状について学習する機会を設け、男女共同参画意識の高揚を図ります。

具 体 的 施 策	担当課	区分
① 国際交流事業の推進 文化・教育・スポーツ等を通じた国際交流事業を推進することにより、異なった価値観や文化を尊重する幅広い視野での相互理解に努めます。	政策調整課	B
② 中学生国際教育交流事業の推進 カナダへ中学生を派遣する国際教育交流事業を通して、グローバル（注）な視点で異文化に対する理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。	学校教育課	A
③ 外国青年招致事業の推進 国際交流員や外国語指導助手の協力により、国際理解のための学習機会の充実に努めます。	学校教育課	A

(2) 在住外国人との交流と共生

町内在住の外国人との交流を図り、外国人の方に対して、育児・医療などの生活関連情報の提供をし、あらゆる人々の人権を尊重した住みやすい環境づくりに努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区分
① 町内在住外国人との交流促進 町内の在住外国人との交流する機会の拡大に努めます。	政策調整課 学校教育課	B
② 在住外国人への情報提供 外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進し、生活関連情報の提供に努めます。	福祉課 住民課	B

用語の解説

(注) グローバル

全世界的な、地球規模のという意味。これからは、全世界的な視野で物事を考えることが求められています。

V プランの推進体制の充実

1 推進体制の整備と充実

【現状と課題】

男女共同参画の取り組みは、広範囲、かつ多岐にわたっているため、町民生活全般のあらゆる分野で推進していく必要があります。したがって、プランの推進にあたっては、庁内組織を中心に全庁的な連携と協力のもと、総合的な推進体制の整備が必要です。

また、このプランの施策だけでなく、町の各種計画・施策についても、男女共同参画の視点をふまえたものでなければなりません。そのためには、すべての町職員に男女共同参画の意識を醸成し、庁内各課の連携体制の強化が重要となります。

さらに、男女共同参画社会の実現には、町民と行政のパートナーシップが不可欠です。しかし、まだまだ町民の意識の中には、「男女共同参画」という言葉や取り組みについて、十分認識されていないのが現状であり、今後はあらゆる場面で、様々な手段による意識啓発を図っていかなければなりません。

また、このプランを着実に進めていくためには、プランの進捗状況を把握・点検し、計画的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画推進のための条件整備

男女共同参画社会の実現に向けて、町、町民、事業者等が一体となり、社会のあらゆる領域で、男女共同参画の推進を図るために条例の制定等、条件整備に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 男女共同参画推進に向けた条例制定への取り組み 男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画社会実現をめざすために、条例の制定に向けて努力します。	総務課	B

(2) 庁内の推進体制の整備

本プランを効果的に推進していくためには、庁内全体で総合的に取り組んでいく必要があります。そのために、庁内推進組織である「大野町男女共同参画プラン推進委員会」の機能の充実・強化を図るとともに、町職員の資質の向上や、各課の連携体制の強化に努めます。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 庁内推進組織の推進体制の充実 プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、プラン推進委員会等の役割を明確にし、推進状況や問題点の把握に取り組み、適切な進捗管理を行います。	総務課	A
② プラン推進のための職員研修の充実 プラン推進に向け、職員の意識改革・人材育成を目的とした研修の充実を図ります。	総務課	A
③ 特定事業主行動計画(注)の推進 特定事業主行動計画について周知・啓発活動を推進します。	総務課	A
④ 情報交換の充実 国、県、他市町村、関係機関等との連携を強化し、情報交換することにより、広がりのある推進体制を図ります。	総務課	A
⑤ 男女共同参画活動団体との連携 男女共同参画を推進していくための自主的活動を行っている団体との、相互の連携を図るとともに、必要な情報提供に努めます。	総務課	B

(3) プランの推進状況の把握・点検

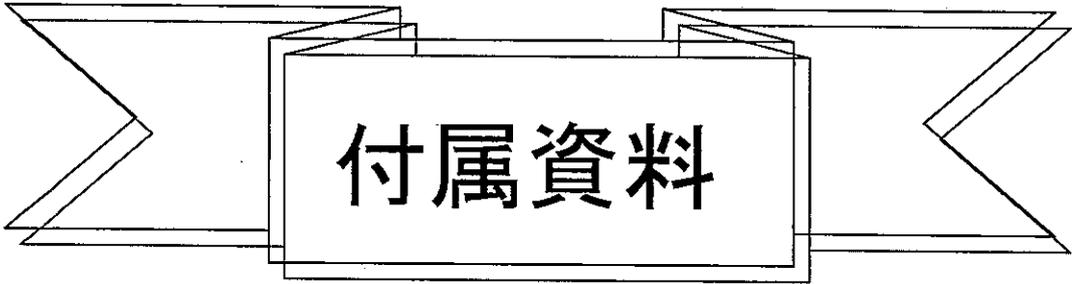
プランをより実効性の高いものとするために、プランの進捗状況を把握・点検し、その評価に対応した見直しを図ります。

具 体 的 施 策	担 当 課	区 分
① 進捗状況の定期的な把握 プランの進捗状況を定期的に調査・把握し、今後に向けた施策の見直しをするとともに、プランの着実な推進を図ります。	総務課	A
② 意識調査の実施 男女共同参画に関する町民の意識の変化を把握するとともに、新たな課題を探り、プランに反映させるため、意識調査を実施します。	総務課	A

用語の解説

(注)特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容を記載しています。



目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置* 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

大野町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 大野町における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、大野町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 懇話会は、町長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の懇話会は、町長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部総務広報課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

大野町男女共同参画推進懇話会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
森 基子	岐阜市立女子短期大学名誉教授	会長
熊田 克也	大垣公共職業安定所揖斐出張所	副会長
牧村 高彦	町教育委員会	
小原 良次	町小中学校長会	
白木 ふさ子	町人権擁護委員	
北田 良夫	町民生児童委員	
松久 悦子	町保育研究会	
青木 智子	女性農業経営アドバイザー	
桑原 美千代	町更生保護女性会	
秋森 和子	識見者	

(順不同：敬称略)

大野町男女共同参画プラン推進委員会設置要領

平成13年12月27日
要領第1号

(設置)

第1条 大野町における男女共同参画社会の実現に関する施策について総合的かつ効果的に推進するため、大野町男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進における関係部課間の総合調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認める場合は、関係職員の出席を求め、意見を聴き又は関係部課の長に対し、資料の提出を求めることができる。

(研究部会)

第5条 委員会を補佐し、具体的な検討を行うため、研究部会を置く。

- 2 研究部会員は、町の職員のうち会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務広報課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年要領第1号）

この要領は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

大野町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

役 職	職 名	氏 名
会 長	副町長	渡 邊 幸 司
副会長	教育長	藤 本 勇 次
委 員	会計管理者	宇 佐 美 利 夫
	総務部長	野 村 光 宣
	民生部長	山 本 学
	産業建設部長	林 幸 弘
	議会事務局長	山 村 聡
	総務部総務広報課長	武 藤 貞 雄
	総務部企画財政課長	所 良 典
	総務部税務課長	松 岡 敏
	民生部住民環境課長	青 木 盛 夫
	民生部生活福祉課長	清 水 信 弘
	民生部健康推進課長	山 本 貞 信
	産業建設部産業経済課長	国 枝 幸 一
	産業建設部東海環状企業振興課長	村 橋 昭 利
	産業建設部建設水道課長	今 西 和 之
	会計課長	瀬 川 千 洋 子
教育総務課長	澤 田 勝 之	
生涯学習課長	児 島 秀 次	

研究部会委員名簿

所 属	氏 名
議会事務局	目 加 田 哲
総務部総務広報課	高 橋 孝 子
総務部企画財政課	牧 村 英 子
総務部税務課	吉 村 伸 枝
民生部住民環境課	川 瀬 里 織
民生部生活福祉課	武 藤 為 文
民生部健康推進課	松 久 和 良
産業建設部産業経済課	加 藤 順 子
産業建設部東海環状企業振興課	北 村 一 也
産業建設部建設水道課	国 枝 裕 二
会計課	野 村 絵 梨
教育総務課	窪 田 英 香
生涯学習課	高 橋 量 大